

官 報 (号 外)

れ、本法律案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上 御報告申し上げます
(指手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。
す。——これにて投票を終了いたします。
(拍掌)

卷之三

文選卷之二

贊成 挑票總數

三十
反対

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 本日はこれにて散会いたしま
す。

出席者は左のとおり。

副議長 井上 裕君
本岡 昭次君

卷四

遠山	清彦君	山本	香苗君	森
高橋	紀世子君	大江	平野	達男君
渡辺	孝男君	舛添	福本	潤一君
山本	要一君	康弘君	西川	きよし君
松	山本	保君	沢	たまさき君
あきら君	廣野	大江	松岡	満壽男君
	だしき君	康弘君	加藤	修一君
			弘友	和夫君

平成十三年十一月二十六日 参議院会議録第十三号

山口那津男君
田名部匡省君
秀昭君
田村
荒木
山下
椎名
森本
風間
浜田卓二郎君
浜田卓二郎君
清寛君
榮一君
素夫君
晁司君
昶君
茂皓君
肇君
洋君
入澤
鶴岡
月原
松山
吉田
山内
俊夫君
野上浩太郎君
段本
幸男君
佐々木知子君
日出
英輔君
野上浩太郎君
山下
大野つや子君
岸
弘一君
英利君
佐々木知子君
國井
正幸君
宏一君
真人君
服部三雄君
太田
豊秋君
中島
眞人君
上野
公成君
大島
慶久君
狩野
安君
松谷蒼一郎君
片山虎之助君
松田
岩天君
関谷
勝洞君
中曾根弘文君
陣内
孝經君
加納
時男君

阿南	平野	高野	魚住裕	鶴保	西岡	日笠	尾辻	草川	白浜	泉	扇	統	仲道	森元	勝之君	武夫君	博師君	一成君
久川	中川	西田	野沢	沓掛	田中	吉村剛太郎君	正昭君	直紀君	太三君	哲男君	吉宏君	義雄君	恒一君	秀久君	昭三君	訓弘君	庸介君	勝之君
			南野知恵子君	野間	溝手	河本	森山	森下	常田	岩城	魯井	伊達	藤井	西銘順志郎君	忠一君	恒哉君	秀久君	勝之君
														基之君	次夫君	光英君	千景君	一良君
														裕君	英典君	力君	信也君	信也君
														顯正君	秀二君	享詳君	君	君

木村	近藤	小斎平敏	文君	仁君
加治屋	義人君			
斎藤	滋宣君			
愛知	治郎君			
有村	治子君			
橋本	聖子君			
三浦	一水君			
佐藤	昭郎君			
松村	龍二君			
田浦	直君			
景山俊太郎君				
鴻池	祥肇君			
阿部	達雄君			
正俊君				
小野	清子君			
清水嘉与子君				
倉田	寛之君			
久世	公堯君			
坂野	重信君			
斎藤	十朗君			
大塚	耕平君			
若林	秀樹君			
島袋	宗康君			
内藤	博之君			
高橋	正司君			
谷	光君			
藤原	千秋君			
櫻井	充君			
小川	敏夫君			
山本	敬三君			
武見	孝史君			
小川	勝也君			
平田	健二君			
若林	正俊君			

國務大臣	佐藤 築瀬	佐藤 泰介君	道夫君
	内 より子君	江田 直嶋	五月君
	江田 薫科	松井 井上	正行君
	井上 池口	紙田 哲士君	満治君
	谷井 正昭君	田嶋 修次君	孝治君
	八田 ひろ子君	福島 智子君	哲士君
	藤井 正昭君	瑞穂君	修次君
	大沢 辰美君	俊男君	正行君
	西山 登紀子君	辰美君	泰介君
	和田 ひろ子君	福島 智子君	道夫君
市田	長谷川 緒方	吉川 昭君	泰介君
	小池 令泉	堀 晃君	修次君
	千葉 春子君	峰 煙野	正行君
	正和君	山本 雅子君	泰介君
	景子君	利和君	道夫君
	靖夫君	君枝君	泰介君
	忠義君	正和君	道夫君
厚生労働大臣	理外務大臣臨時代	総務大臣	國務大臣
財務大臣			

片山虎之助君	小林柳田	元君
坂口力君	北澤與石	孟紀俊美君
塙川正十郎君	江本勝木	東君義健司
福田康夫君	宮本角田	又市征治君
吉岡吉典君	大門実紀史君	山根隆治君
川橋幸子君	羽田雄一郎君	岳志君
吉岡秀世君	木俣佳文君	佐藤親司君
吉岡秀世君	高嶋良充君	大田雄平君
吉岡秀世君	今井昌秀君	伊藤基隆君
吉岡秀世君	岩佐幹幸君	池田昌秀君
吉岡秀世君	大渕絹子君	林紀子君
吉岡秀世君	富樫練三君	澄君惠美君
吉岡秀世君	広中和歌子君	山下八洲夫君

官 報 (号 外)

両国間の経済的協力を強化することを希望し、投資及び投資に関する事業活動についての待遇を良好なものとすること並びに投資財産の保護を図ることを通じて、それぞれの国の投資家による他方の国の領域内における投資のための良好な条件を作り出すことを意図し、投資の促進及び保護が両国間の資本及び技術の交流を促すこととなることを認識して、次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

- (1) 「投資財産」とは、次のものを含むすべての種類の資産をいう。
 - (a) 株式及びその他の形態の会社の持分
 - (b) 金銭債権又は金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権であって、投資に関するもの
 - (c) 動産及び不動産に関する権利
 - (d) 商標、意匠、集積回路の回路配置、著作権、特許、営業用の名称、原産地表示又は原産地名称及び開示されていない情報を含む知的所有権
 - (e) 天然資源の探査及び採掘のための権利を含む特許に基づく権利
- (2) 「収益」とは、投資財産から生ずる価値、特に利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料をいう。
- (3) 「国民」とは、一方の締約国に関しては、当該「会社」とは、有限責任のものであるかないか
- (4) 「会社」とは、一方の締約国に開示しては、当該

か、法人格を有するものであるかないか、また、金銭的利益を目的とするものであるかないかを問わず、社団法人、組合、会社及び団体をいう。

一方の締約国の関係法令に基づいて設立され、かつ、当該一方の締約国の領域内に住所を有する会社は、当該一方の締約国の会社と認められる。

「投資家」とは、一方の締約国に関しては、(3)に定義された国民及び(4)に定義された会社をいう。

(5) 「投資家」とは、一方の締約国に関しては、(3)に定義された国民及び(4)に定義された会社をい

う。

(6) 「投資に関する事業活動」には、次のものを含む。

- (a) 支店、代理店、事務所、工場その他の事業活動の遂行のための適当な施設の維持
- (b) 投資家により設立され又は取得された会社の支配及び経営
- (c) 会計士等の技術者、高級職員、弁護士、代理を業とする者その他の専門家の雇用
- (d) 契約の締結及び履行
- (e) 投資財産及び収益の使用、享受又は処分で事業活動の遂行に関連するもの

許可に関する事項に關し、第三国の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。

第三条

1 いずれの一方の締約国の投資家も、他方の締約国の領域内において、投資財産、収益及び投資に関する事業活動に関し、第三国の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 いずれの一方の締約国の投資家も、他方の締約国の領域内において、投資財産、収益及び投資に関する事業活動に関し、当該他方の締約国に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。

3 2にいう補償は、収用若しくは国有化又はこれらと同等の効果を有するその他の措置が公表された時とそれらの措置がとられた時とのいずれか早い方の時における投資財産及び収益の通常の市場価格に相当する価額(最終的にとられる)のものでなければならない。当該補償は、実際には遅滞なく支払われなければならない、かつ、支払の時までの期間を考慮した妥当な利子を付したものでなければならない。当該補償は、実際に換価をすることのできるものでなければならず、並びにその交換及び移転は、自由でなければならない。当該補償は、収用若しくは国有化又はこれらと同等の効果を有するその他の措置がとられた日に直ちに支払われたとしたならば投資家が置かれたであろう状況より不利でない状況に当該投資家を置くような態様で、支払わなければならない。

4 いずれの一方の締約国の投資家も、他方の締約国の領域内において、1から3までに規定する事項に関し、当該他方の締約国又は第三国の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。

場合を除き、収用若しくは国有化又はこれらと同等の効果を有するその他の措置の対象としてはならない。

3 2にいう補償は、収用若しくは国有化又はこれらと同等の効果を有するその他の措置が公表された時とそれらの措置がとられた時とのいずれか早い方の時における投資財産及び収益の通常の市場価格に相当する価額(最終的にとられる)のものでなければならない。当該補償は、実際には遅滞なく支払われなければならない、かつ、支払の時までの期間を考慮した妥当な利子を付したものでなければならない。当該補償は、実際に換価をすることのできるものでなければならず、並びにその交換及び移転は、自由でなければならない。当該補償は、収用若しくは国有化又はこれらと同等の効果を有するその他の措置がとられた日に直ちに支払われたとしたならば投資家が置かれたであろう状況より不利でない状況に当該投資家を置くような態様で、支払わなければならない。

4 いずれの一方の締約国の投資家も、他方の締約国の領域内において、1から3までに規定する事項に関し、当該他方の締約国又は第三国の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。

第四条

いずれの一方の締約国の投資家も、他方の締約国の領域内において、自己の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け及び行政機関に対し申立てをする権利に関し、当該他方の締約国又は第三国の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。

第五条

1 各締約国は、関係法令に従つてその権限を行使する権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資が自國の領域内において行われるための良好な条件を醸成し、及びこれらの投資を許可する。

2 いずれの一方の締約国の投資家の投資財産及び収益も、他方の締約国の領域内において、不

4 いずれの一方の締約国の投資家も、他方の締約国の領域内において、1から3までに規定する事項に関し、当該他方の締約国又は第三国の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。

第六条

いずれか一方の締約国の投資家であつて、他方の締約国の領域内において、敵対行為の発生又は

革命、反乱、暴動、騒乱等の国家緊急事態により投資財産、収益又は投資に関連する事業活動をして損害を被ったものは、当該他方の締約国によってとられる原状回復、補償、他の補償的措置等のいかなる措置に関しても、当該他方の締約国又は第三国投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。この条の規定に基づいて何らかの支払が行われる場合には、当該支払は、実際に換価することのできるものでなければならず、並びにその交換及び移転は、自由でなければならない。

第七条

いづれか一方の締約国又はその指定する機関が、当該一方の締約国の投資家に対し、他方の締約国の領域内にある投資財産及び収益に関して、当該一方の締約国の関係法令に従つて引き受けた損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった投資財産及び収益に対する当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転並びに当該投資家の請求権又は訴権についての当該一方の締約国又はその指定する機関による代位で当該移転に関連して生ずるものと承認する。権利又は請求権の移転に基づき行われる当該一方の締約国又はその指定する機関に対する支払及び支払われる資金の移転については、第五条2から4まで、前条及び次条の規定を準用する。

第八条

いづれか一方の締約国投資家も、他方の締約国により、両締約国の領域の間及び当該他方の締約国の領域と第三国領域との間において自己の行う投資に関連する資金の移転を行う自由を保証される。この移転には、次のものの移転を含む。

(1) 投資財産を取得し、維持し又は増大させるための当初の及び追加的な資金

(2) 収益

(3) 貸付けの返済のための資金
(4) 投資財産の全部又は一部の清算によって得られる収入

(5) 第五条の規定に従つて支払われる補償

(6) 第六条の規定に従つて行われる支払

(7) 当該投資に関連して当該他方の締約国の領域内において就労する権利を有する当該一方の締約国が受領した賃金その他の報酬

2 各締約国は、資金の移転が、遅滞なく、交換可能な通貨により、移転に用いられる通貨の直物取引の市場における為替相場(当該移転の日のもの)によって行われることを妨げてはならない。

3 1の規定にかかわらず、いづれの一方の締約国も、例外的な金融状況又は経済状況においては、自國の法令に従い、かつ、国際通貨基金協定の当事国である限り同協定に従つて、為替制限を課すことができる。

4 仲裁判定は、最終的なものとし、かつ、紛争の当事者を拘束する。この決定は、その執行が求められている領域の属する国で適用される仲裁判定の執行に関する法令に従つて執行される。

5 いづれか一方の締約国の投資家は、自己の行う投資から生ずる紛争に關し他方の締約国の領域内において行政的若しくは司法的解決を求める場合又は当該紛争に関する最終的な司法的解決がなされた場合には、当該紛争をこの条に規定する仲裁に付託することができない。

6 いづれか一方の締約国が行う投資から法律上の紛争が生ずる場合において、当該一方の締約国が投資家の要請に基づき次の(1)又は(2)のいずれか一方に付託される。

(1) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約が両締約国間ににおいて効力を有する場合にあっては同条約の規定による調停又は仲裁、同条約が両締約国間において効力を有しない場合にあっては投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則に基づく調停又は仲裁

(2) 千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会により採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則に基づく仲裁

7 2にいう法律上の紛争の当事者である締約国は、当該紛争をこの条の規定に従つて2にいう調停又は仲裁に付託することに同意を与える。

8 仲裁判定は、最終的なものとし、かつ、紛争の当事者を拘束する。この決定は、その執行が求められている領域の属する国で適用される仲裁判定の執行に関する法令に従つて執行される。

9 いづれか一方の締約国の投資家が実質的な利益を有する会社は、他方の締約国の領域内において、当該会社が第三国会社であり、かつ、当該他方の締約国と当該第三国との間の国際協定で投資及び投資財産の保護に関するものが当

該第三国の会社に適用される場合を除き、次の待遇を与える。

(1) 第二条2に定める事項に關し、第三国との投資家が実質的な利益を有する同様の会社が与えられる待遇よりも不利でない待遇

(2) 第三条、第五条1から3まで、第六条及び第九条に定める事項に關し、当該他方の締約国に投資家又は第三国に投資家が実質的な利益を有する同様の会社が与えられる待遇より

も不利でない待遇

1にいう「実質的な利益」とは、会社を支配し、又はこれに決定的な影響力を及ぼすことのできるような程度の利益をいう。いずれか一方の締約国の投資家が有する利益が実質的な利益に当たるか当たらないかは、個々の場合において両締約国間の協議によって決定される。

官報(号外)

1 各締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす

問題に關して他方の締約国に行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、また、当該申入者に關する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈又は適用に關する両締約国間の紛争で外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いづれか一方の締約国が他方の締約国から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三

の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いづれの締約国の国民でもない者とする。

3 各締約国の任命した仲裁委員が2に規定する

その後の三十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかつた場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いづれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

4 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。決定は、最終的なものとし、拘束力を有する。

5 各締約国は、自國が任命した仲裁委員に係る費用及び自國が仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が折半して負担する。

第十三条

1 両締約国は、この協定の目的を達成するために合同委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この協定の実施及び運用について討議し及び再検討することを任務とする。

2 両締約国が別段の合意をしない限り、委員会は、定期的に又はいづれか一方の締約国の要請により、会合する。

1 この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。

2 いづれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に對して書面による予告を与えることにより、最初の十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

第十四条

1 各締約国は、法令及び行政上の手続、一般に適用される行政上の裁定及び司法上の決定並びに国際協定であつて、投資に關連し又は影響を及ぼすものを、自國の関係法令に従い、速やかに公表し又は公に利用可能なものとする。

2 各締約国は、この協定の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との間の協定(以下「協定」という。)に署名するに当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 協定のいかなる規定も、知的所有権の保護に関する国際協定(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附屬書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び世界知的所有権機関の下に締結された他の国際協定を含む。)であつて、両締約国が当事国となつているものに基づく権利を害し及び義務を免れさせるものと解してはならない。

2 各締約国は、他方の締約国の要請に基づき、1にいう事項に關して、自國の関係法令に従い、速やかに当該他方の締約国の個別の質問に応じ、当該他方の締約国に情報を提供する。

3 この協定の終了の日の前に取得された投資財産及び収益に關しては、前各条の規定は、この協定の終了の日から更に十五年の期間引き続き効力を有する。

4 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの協定に署名した。

二千一年一月十五日に東京で、英語により本書二通を作成した。

1 両締約国は、この協定の目的を達成するために合同委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この協定の実施及び運用について討議し及び再検討することを任務とする。

2 両締約国が別段の合意をしない限り、委員会は、定期的に又はいづれか一方の締約国の要請により、会合する。

日本国のために
河野洋平
モンゴル国のために
ガンソリゲ

議定書

1 両締約国は、この協定の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との間の協定(以下「協定」という。)に署名するに当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 協定のいかなる規定も、知的所有権の保護に関する国際協定(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附屬書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び世界知的所有権機関の下に締結された他の国際協定を含む。)であつて、両締約国が当事国となつているものに基づく権利を害し及び義務を免れさせるものと解してはならない。

官報(号外)

- 2 協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的所有権の保護に関する国際協定であって当該一方の締約国が当事国となつてゐるものにより第三国への投資家に与えている待遇を、他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。
- 3 協定第三条の規定は、いずれか一方の締約国に対し、第三国との間の相互主義に基づき又は二重課税の回避若しくは脱税の防止のための協定により与えている租税に関する特別の利益を、他方の締約国への投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。
- 4 協定第三条の規定は、いずれか一方の締約国が、自國の租税に関する法令に従い、居住者に対する取扱いと非居住者に対する取扱いとの間に差異を設けることを妨げるものではないことが確認される。
- 5 協定第三条の規定にかかわらず、いずれか一方の締約国が次に掲げる事項に関して他方の締約国への投資家に与える待遇は、第三国への投資家に対して与える待遇よりも不利でない待遇に限定することができる。
- (a) 当該一方の締約国の航空機登録原簿に航空機を登録する条件及びその登録から生ずる事項並びに船舶の国籍に関する事項又はその国籍から生ずる事項
- (b) 船舶又は船舶に関する利益の取得
- 6 協定第三条の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自國の領域内における外国人及び外国会社の活動に関して特別の手続を定め

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千一年一月十五日に東京で、英語により本書二通を作成した。

二千一年一月十五日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

河野洋平

日本国のために

モンゴル国のために

ガンゾリグ

審査報告書

投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定の締結に

投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定の締結に

投資の促進及び保護に関する日本国とパキ

タン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百五十一回国会内閣提出、本院継続審査)
右は本院において承認することを議決した。よってこれを送付する。

平成十三年十一月十三日

参議院議長 井上 裕殿 衆議院議長 縊貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

外交防衛委員長 武見 敬三

外交防衛委員長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とパキスタン・イスラム共和国との間で、投資の許可及び投資の許可に

関連する事項について最惠国待遇を相互に与え

るほか、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関する最惠国待遇及び内国民待遇、收用等の措置のとられた場合の補償、送金等の自由、投資紛争解決のための手続等について定めたものである。この協定の締結により、我が国とパキスタン・イスラム共和国との間の投資の増加、経済関係の拡大及び緊密化が促進されるものと期待されるので、おおむね妥当な措置と認められる。

日本国及びパキスタン・イスラム共和国は、両国間の経済的協力を強化することを希望し、投資及び投資に関連する事業活動についての待遇を良好なものとすること並びに投資財産の保護を図ることを通じて、それぞれの国の投資家による他の国の領域内における投資のための良好な条件を作り出すことを意図し、

投資の促進及び保護が両国間の資本及び技術の交流を促すこととなることを認識して、次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(1) 「投資財産」とは、次のものを含むすべての種類の資産をいう。

(a) 株式及びその他の形態の会社の持分

(b) 金銭債権又は金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権であつて、投資に関連するもの

(c) 動産及び不動産に関する権利

(d) 開示されていない情報を含む知的所有権及び営業用の名称

(e) 天然資源の探査及び採掘のための権利を含む特許に基づく権利

(2) 「収益」とは、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料をいう。

投資の促進及び保護

官報(号外)

- (3) 「国民」とは、一方の締約国に関しては、当該一方の締約国の国籍を有する自然人をいう。
- (4) 「会社」とは、有限責任のものであるかないか、法人格を有するものであるかないか、また、金銭的利益を目的とするものであるかないかを問わず、社団法人、組合、会社及び団体をいう。

- 一方の締約国の関係法令に基づいて設立され、かつ、当該一方の締約国の領域内に住所を有する会社は、当該一方の締約国の会社と認められる。
- (5) 「投資家」とは、(3)に定義された国民及び(4)に定義された会社をいう。

- (6) 「投資に関連する事業活動」には、次のものを含む。

- (a) 支店、代理店、事務所、工場その他の事業活動の遂行のための適当な施設の維持

- (b) 投資家により設立され又は取得された会社の支配及び経営

- (c) 会計士等の技術者、高級職員、弁護士、代理を業とする者その他の専門家の雇用

- (d) 契約の締結及び履行

- (e) 投資財産及び収益の使用、享受又は処分で事業活動の遂行に関連するもの

- 2 いずれの一方の締約国の投資家も、他方の締約国の領域内において、投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関して、第二国(パキスタン)の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。

第三条

- 1 いずれの一方の締約国の投資家も、他方の締約国の領域内において、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関して、第三国(日本)の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。

- 2 いずれの一方の締約国の投資家も、他方の締約国の領域内において、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関して、当該他方の締約国の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。

- 3 2にいう補償は、収用若しくは国有化又はこれらと同等の効果を有するその他の措置が公表された時とそれらの措置がとられた時とのいずれか早い方の時における投資財産及び収益の通常の市場価格に相当する価額(最終的にとられることとなつた措置が見通されたことによる当該市場価格の減少分を差し引かないものとする)のものでなければならない。当該補償は、運滞なく支払わなければならず、かつ、支払の時までの期間を考慮した妥当な利子を付したものでなければならない。当該補償は、実際に換価をすることのできるものでなければならず、並びにその交換及び移転は、自由でなければならない。当該補償は、収用若しくは国有化又はこれらと同等の効果を有するその他の措置がとられた日に直ちに支払われたとしたならば投資家が置かれたであろう状況より不利でない状況に当該投資家を置くような態様で、支払われなければならない。

第七条

- 1 いずれの一方の締約国の投資家の投資財産及び収益も、他方の締約国の領域内において、不使用する権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資が自國の領域内において行われるための良好な条件を醸成し、及びこれらの投資を許可する。
- 2 いずれの一方の締約国の投資家の投資財産及び収益も、他方の締約国の領域内において、公共のため、かつ、正当な法の手続に従つてどちら

- れるものであり、差別的なものでなく、また、迅速、適当かつ実効的な補償を伴うものである場合を除き、収用若しくは国有化又はこれらと同等の効果を有するその他の措置の対象としてはならない。

第六条

- いずれか一方の締約国の投資家であって、他方の締約国の領域内において、敵対行為の発生又は革命、反乱、暴動、騒乱等の国家緊急事態により投資財産、収益又は投資に関連する事業活動に関して損害を被ったものは、当該他方の締約国によつてとられる原状回復、補償、他の補償的措置等のいかなる措置に関しても、他方の締約国又は第三国(日本)の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。この条の規定に基づいて何らかの支払が行われる場合には、当該支払は、実際に換価をすることのできるものでなければならず、並びにその交換及び移転は、自由でなければならぬ。

- 4 いずれの一方の締約国の投資家も、他方の締約国の領域内において、1から3までに規定する事項に関し、当該他方の締約国又は第三国(日本)の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇に対する当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転並びに当該投資家の請求権又は訴権についての当該一方の締約国又はその指定する機関による代位で当該移転に関連して生ずるものと承認する。権利又は請求権の移転に基づき行われる当該一方の締約国又はその指定する機関に対する支払及び支払われる

官報(号外)

資金の移転については、第五条2から4まで、前条及び次条の規定を準用する。

第八条

1 いづれの一方の締約国の投資家も、他方の締約国により、両締約国の領域の間及び当該他方の締約国の領域と第三国の領域との間ににおいて自己の行う投資に関連して行われる支払、送金及び資金又は金銭証券の移転の自由を保証される。当該資金又は金銭証券は、支払の資金、貸付けの返済のための資金、売上金、投資財産の全部又は一部の清算によって得られる収入を含む。

2 1の規定にかかわらず、いづれの一方の締約国も、例外的な金融状況又は経済状況においては、自國の法令に従い、かつ、国際通貨基金協定の締約国である限り同協定に従って、為替制限を課すことができる。

3 いづれの一方の締約国の投資家も、他方の締約国の領域内において、1及び2に規定する事項に関し、当該他方の締約国又は第三国の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。

第九条

この協定は、いづれか一方の締約国の投資家の投資財産及び収益であって、この協定の効力発生前に他方の締約国の領域内において当該他方の締約国の関係法令に従つて取得されたものについても、適用する。

第十一条

1 いづれか一方の締約国と他方の締約国の投資

家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家による当該一方の締約国の領域内における投資に関するものは、可能な限り、紛争の当事者間の友好的な協議により解決される。この

1の規定は、当該他方の締約国の投資家が当該一方の締約国の領域内において行政的又は司法的解决を求めることが出来るものを妨げるものと解してはならない。

2 いづれか一方の締約国の投資家が行う投資から生ずる法律上の紛争が友好的な協議により解决されない場合には、他方の締約国は、両締約国が一千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国際会議の国民との間の投資紛争の解决に関する条約の締約国である限り、当該一方の締約国の投資家の要請に基づき、同

2 いづれか一方の締約国の投資家が行う投資から生ずる法律上の紛争が友好的な協議により解决されない場合には、他方の締約国は、両締約国が一千九百六十五年三月十八日にワシントンで

いるときには、当該一方の締約国の会社は、この条の規定の適用上、他方の締約国の会社として取り扱う。

第十二条

1 いづれか一方の締約国の投資家が実質的な利益を有する会社は、他方の締約国の領域内において、当該会社が第三国との間の国際協定で投資及び投資財産の保護に関するものが当該他方の締約国と当該第三国との間の国際協定で投資及び投資財産の保護に関するものが当該第三国との会社であり、かつ、当該会社が第三国との会社に適用される場合を除き、次の待遇を与えられる。

(1) 第二条2に定める事項に関し、両締約国以外の国の投資家が実質的な利益を有する同様の会社が与えられる待遇よりも不利でない待遇

(2) 第三条、第五条1から3まで、第六条及び第九条に定める事項に関し、当該他方の締約国と定める事項に関する最終的な待遇

2 いづれか一方の締約国の投資家は、自己の行う投資から生ずる紛争に關し他方の締約国の領域内において行政的若しくは司法的解决を求めている場合、又は当該紛争に関する最終的な司法的解决がなされている場合には、当該紛争を本条に規定する仲裁に付託することができない。

3 いづれか一方の締約国の投資家又は両締約国外の国の投資家が実質的な利益を有する同様の会社が与えられる待遇よりも不利でない待遇

4 いづれか一方の締約国の会社が行う投資から生ずる法律上の紛争が生ずる場合において、当該一方の締約国が当該一方の締約国に対しても、適用する。

5 各締約国は、自國が任命した仲裁委員に係る費用及び自國が仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が折半して負担する。

4 いづれか一方の締約国の会社が行う投資から生ずる法律上の紛争が生ずる場合において、当該一方の締約国が当該一方の締約国に対しても、適用する。

5 各締約国は、自國が任命した仲裁委員に係る費用及び自國が仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が折半して負担する。

第十三条

1 各締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国の行う申入れに對し好意的な考慮を払うものとし、また、当該申入

1 各締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国の行う申入れに對し好意的な考慮を払うものとし、また、当該申入

自國の領域に入國し及び滞在する希望を有する他方の締約國の國民の入國、滯在及び居住に係る申請に対し、自國の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十四条

1 この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。

2 いづれの一方の締約國も、一年前に他方の締約國に対して書面による予告を与えることにより、最初の十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

3 この協定の終了の日の前に取得された投資財産及び収益に関しては、前各条の規定は、この協定の終了の日から更に十五年の期間引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十八年三月十日に東京で、英語により本書一通を作成した。

日本国のために

小淵恵三

パキスタン・イスラム共和国のために

G・A・カーン

議定書

投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定(以下「協定」という。)に署名するに当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 協定のいかなる規定も、知的所有権の保護に関する國際協定(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附屬書一Cの知的所有権の貿易関連の侧面に関する協定及び世界知的所有権機関の下に締結された他の諸条約を含む。)であつて、両締約國が当事者となつているものに基づく権利を書じ及び義務を免れさせることと解してはならない。

2 協定第三条の規定は、いづれか一方の締約国に対し、第二国との間の相互主義に基づき又は二重課税の回避若しくは脱税の防止のための協定により与えている租税に関する特別の利益を、他方の締約國の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

3 協定第三条2の規定にかかるわらず、いづれか一方の締約國が次に掲げる事項に関して他方の締約國の投資家に与える待遇は、第三國の投資家に対して与える待遇よりも不利でない待遇に限定することができる。

(a) 当該一方の締約國の航空機登録原簿に航空機を登録する条件及びその登録から生ずる事項並びに船舶の国籍に関する事項又はその国籍から生ずる事項

(b) 船舶又は船舶に関する利益の取得

4 協定第三条2の規定にかかるわらず、いづれの一方の締約國も、自己の領域内における外国人及び外國会社の活動に関する特別の手続を定める。

以上が証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十八年三月十日に、東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

小淵恵三

パキスタン・イスラム共和国のために

G・A・カーン

一、費用
別に費用を要しない。

終了に伴う修正及び訂正を確認するためのものである。我が国がこの確認書を締結することは、国際貿易における我が国の利益を増進するとの見地から有意義であると考えられるので、おおむね妥当な措置と認める。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十九年十一月二十七日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(第二百五十一回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承認することと議決した。
よってこれを送付する。

平成十三年十一月十三日

参議院議長 井上 裕殿

衆議院議長 締貫 民輔

平成十三年十一月二十一日

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十九年十一月二十七日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十三年十一月二十一日

外交防衛委員長 武見 敬三

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十九年十一月二十七日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十九年十一月二十七日に作成された確認書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

一、委員会の決定の理由

この確認書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に含まれている我が国の譲許表に関し、米等についての関税化の特別措置の適用の

官 報 (号 外)

千九百九十四年の関税及び貿易に關する
般協定の譲許表第三十八表(日本國の譲許
表)の修正及び訂正に關する二千年十一月
二十七日^に作成された確認書

千九百四十七年の関税及び貿易に関する一般協定の締約国団が、千九百八十年三月二十六日に譲許表の修正及び訂正のための手続に関する決定（ガット基本文書選集（B I S D）追録第二十七巻二十五ページ）を採択し、

の譲許表)の修正及び訂正を含む案が千九百九十八年十二月二十一日に文書(G/MAR/TAR/R S /第五七号)により世界貿易機関のすべての加盟国に通報され、一千年十一月七日に承認されたので、

この確認書は、世界貿易機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、世界貿易機関の名加盟国に対し、速やかにその認証副本を送付する。この確認書は、国際連合憲章第百二条の規定によ

第三十八表 日本国の讓許表

第一部 最惠国関税率表

第一節 農産品

第一部第一A節 関税

1を次のように改める。

記号△を付した農產品に関しては、税率は一千九百九十九年四月一日から適用する。当該税率は、一千九百九十五年四月一日に開始し一千一年三月三十一日に終了する実施期間を通じて関税の引下げが毎年均等に分割して実施されていなならば適用されたであろうものを適用する。

第一〇〇六・一〇号を次のように改める。	100K・四〇	玄米△	* 一キログラム につき四〇二円	* SSG 一キロ グラムにつき三 四一円
精米(研磨してあるかないか又はつ や出ししてあるかないかを問わな い。)△	碎米△	* 一キログラム につき四〇二円	* SSG 一キロ グラムにつき三 四一円	
第一〇〇六・四〇号を次のように改める。	100K・四〇			
第一一〇一一・三〇号を次のように改める。	110K・三〇	米粉△	* 一キログラム につき四〇二円	* SSG 一キロ グラムにつき三 四一円
第一一〇三・一四号を次のように改める。	110K・一四	米のもの△	* 一キログラム につき四四二円	* SSG 一キロ グラムにつき三 七五円

官報(号外)

第一一〇三・二九号中[第一九〇四・一〇号中] 第一九〇四・一〇号中[第一九〇四・一〇号中]	米のもの(ST 附属書五) 米のもの△ 米のもの△ 米のもの△	*一キログラムにつき四四二円 グラムにつき三 に改める。 *SSG一キロ グラムにつき三 に改める。
第一一〇四・一九号中[第一九〇一・二〇号中] 第一九〇一・二〇号中[第一九〇一・二〇号中]	米のもの(ST 附属書五) 米のもの△ 米のもの△ 米のもの△	*一キログラムにつき四〇二円 グラムにつき三 に改める。 *一キログラムにつき四〇二円 グラムにつき三 に改める。
第一一〇四・二九号中[第一九〇一・二〇号中] 第一九〇一・二〇号中[第一九〇一・二〇号中]	米のもの(ST 附属書五) 米のもの△ 米のもの△ 米のもの△	*一キログラムにつき四四二円 グラムにつき三 に改める。 *一キログラムにつき四四二円 グラムにつき三 に改める。
第一九〇一・九〇号中[第一九〇一・九〇号中] 第一九〇一・九〇号中[第一九〇一・九〇号中]	米のもの(ST 附属書五) 米のもの△ 米のもの△ 米のもの△	*一キログラムにつき四四二円 グラムにつき三 に改める。 *一キログラムにつき四四二円 グラムにつき三 に改める。
第一九〇四・一〇号中[第一九〇四・一〇号中] 第一九〇四・一〇号中[第一九〇四・一〇号中]	米のもの(ST 附属書五) 米のもの△ 米のもの△ 米のもの△	*一キログラムにつき四〇二円 グラムにつき三 に改める。 *一キログラムにつき四〇二円 グラムにつき三 に改める。

第一九〇四・九〇号中

米のもの(ST 附屬書五)

第二一〇六・九〇号中

米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの(ST 附屬書五)

第一B節 関税割当

第一部第一B節に關する注釈

次の5を加える。

記号「▲」

を付した農産品に關しては、割当数量の段階的な増大は、次のとおり実施する。

一九九五年	三七九、〇〇〇トン(※)
一九九六年	四五四、八〇〇トン(※)
一九九七年	五三〇、六〇〇トン(※)
一九九八年	六〇六、四〇〇トン(※)
一九九九年	六四四、三〇〇トン(※)
二〇〇〇年	六八二、二〇〇トン(※)

(※)精米換算数量

米並びにこれを加工し及び(又は)

調製した物品

1欄中

米並びにこれを加工し及び(又は)

調製した物品

米並びにこれを加工し及び(又は)

調製した物品

米並びにこれを加工し及び(又は)

調製した物品

審査報告書

地方税法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年十一月二十二日

総務委員長 田村 公平

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、証券市場の構造改革に資する観

点から、個人住民税について、所得税において

源泉分離課税を選択した株式等に係る譲渡所得

等を課税の対象としない措置の期限を平成十四

年十二月三十一日までとするとともに、平成十

五年一月一日以後に譲渡をする上場株式等について上場株式等の譲渡に係る軽減税率の特例及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度を創設するほか、所要の規定の整備を行おうとするものであって、おおむね妥当な措置と認められる。

一、費用

本法施行による地方税収への影響額(平年度)

は、申告分離課税への一本化について約千三百億円の增收、上場株式等に係る申告分離課税の税率引下げについて約四百五十億円の減収、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度の創設(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五条の二第一項中「第三十七条の二の三第二項において同じ。」を「第三項及び第四の三第二項において同じ。」とした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第三項及び第四の三第二項において同じ。)をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(租税特別措置法第三十二条第二項の規定に改め、「有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等」を削り、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」を「当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額」に、「本条」を「本項、次項及び第六項並びに

十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等

平成十三年十一月二十六日 参議院会議録第十三号

千九百九十四年の関税及び貿易に關する一般協定の譲許表第三十八表(日本国譲許表)の修正及び訂正に関する法律案

一五

*一千キログラムにつき四〇二円
米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの△

*一千キログラムにつき四一円
米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの△

*SSG一千キログラムにつき三四一円
米のもの△

*一千キログラムにつき二四一円
米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの△

に改める。

官 報 (号 外)

次条第一項及び第二項に改め、同様第二項中「当該株式等に係る譲渡所得等の基準となる株式等の譲渡が」を「株式等の譲渡が証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式その他のこれに類するものとして政令で定める株式(租税特別措置法第三十七条の十二第一項に規定する上場等の日(以下本項において「上場等の日」という。)において同条第二項に規定する所有期間が三年を超えるものに限る。)の譲渡(上場等の日以後一年以内に行われる譲渡で)に、「株式の譲渡」を「証券業者への売委託に基づくものの又は当該証券業者に対するものに限る。」に改め、同条第八項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年十一月三十一日」に、「上場株式等(以下本項において「上場株式等」)を「上場特定株式等(以下本項において「上場特定株式等」)に、「証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除くものとし、租税特別措置法第三十七条の十二条第八項中「規定する」を「定める」に改め、同条第二項中「同条第一項」に、「当該上場株式等」を「当該上場特定株式等」に、「長期所有上場株式等」を「長期所有上場特定株式等」に改め、同条第十項中「第二百九十二条第一項第十三号」との下に、「附則第三十五条の二第一項」とあるのは、附則第三十五条の二第十項において準用する同条第一項」とを加える。

附則第三十五条の二の次に次の二条を加える。

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三十五条の二の二 道府県民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等(以下本項及び次項並びに次条第二項において「上場株式等」という。)の譲渡(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下本項及

び次項、次条第二項並びに附則第三十五条の三第四項において同じ。)のうち同法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれら(の譲渡(次項の規定の適用を受けるものを除く。)による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下本項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に對して課する道府県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第六項の規定により読み替えられた同条第九項第三号の規定により読み替えられた第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の一・六に相当する額とする。

平成十六年度から平成十八年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合において、当該上場株式等が同条第二項に規定する長期所有上場株式等(以下本項において「長期所有上場株式等」という。)であるときは、当該长期所有上場株式等のこれら(の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該长期所有上場株式等のこれら(の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)による事業所得、譲渡所得及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算し

た金額(以下本項及び第四項において「長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額」といふ)に対して課する道府県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかららず、長期所有上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第六項の規定により読み替えたる同条第九項第三号の規定により読み替えたる第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の一に相当する額とする。

3 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第四十五条の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

4 第二項の規定の適用を受ける長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、前条第二項の規定は、適用しない。

5 前二項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

6 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における前条第九項の規定の適用については、同項第一号中「附則第三十五条の二第一項」とあるのは「附則第三十五条の二第一項(附則第二十五条の二の二第一項又は第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)」と、同項第三号中「これらの規定」とあるのは「第三十二条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。)並びに第三十四条第一項及び第二項」と、「あるいは」とあるのは「あるの

「は」と、「とする」とあるのは「と、同条第十二項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第三十五条の「第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうちに附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は同条第二項の規定の適用を受ける同項に規定する長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び当該長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額を控除した残額、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は当該長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額)」とする」とする。

前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「前条第一項前段」とあるのは「前条第十項において準用する同条第一項前段」と、「同条第一項前段」とあるのは「同条第十項において準用する同条第一項前段」と、「第六項」とあるのは「第七項において準用する第六項」と、「同条第九項第三号の規定により読み替えられた第三十四条」とあるのは「同条第十項において準用する同条第九項第三号の規定により読み替えられた第三百四十二条」と、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」と、「第二項中「前条第一項前段」とあるのは「前条第十項において準用する同条第一項前段」と、「第六項」とあるのは「第七項において準用する同条第一項前段」と、「同条第一項前段」とあるのは「同条第十項に替えられた第三十四条」とあるのは「同条第十項において準用する同条第一項前段」と、「第六項」とあるのは「第七項において準用する第六項」と、「同条第九項第三号の規定により読み替えられた第三百四十二条」とあるのは「同条第十項において準用する同条第九項第三号の規定により読み

三項中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第三百七十七条の二第一項」と、「第四十五条の三第一項」とあるのは「第三百七十七条の三第一項」と、第四項中「前条第二項」とあるのは「前条第十項において準用する同条第一項」と、前項中「前条第九項」とあるのは「前条第十項において準用する同条第九項」と、「附則第三十五条の二第一項」とあるのは「同条第一項」と、「附則第三十五条の二第一項」とあるのは「同条第一項」とあるのは「附則第三十五条の二第一項」と、「附則第三十五条の二第一項」とあるのは「第三百三十三条第九項雜損失の金額に係る部分に限る。」並びに第三十四条第一項」とあるのは「第三百三十三条第九項雜損失の金額に係る部分に限る。」並びに第三百四十四条の二第一項」と、「附則第三十五条の二第一項に規定する」とあるのは「附則第三十五条の二第一項において準用する同条第一項に規定する」と、「同条第一項」とあるのは「同条第七項において準用する同条第一項に規定する」とあるのは「附則第三十五条の二第一項において準用する同条第一項」と読み替えるものとす
る。

した場合を含む。)において、その後の年度分の道府県民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものと含む。)を提出しているときに限り、附則第三十五条の二第一項後段の規定にかかるらず、政令で定めるところにより、当該納稅義務者の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該道府県民税の所得割の納稅義務者が、上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡(同法第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。)をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納稅義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二第一項から第八項まで及び前条第一項から第五項までの規定の適用については、附則第三十五条の二第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(附則第三十五条の二の三第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」と、前条第一項及び第二項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(次条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」と、「同条第一項前段」とあるのは「前条第一項前段」とする。

項ただし書に規定する者(同条第二項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第一項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の道府県民税について同条第三項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第四項の規定によつて同条第一項の申告書を提出することができきる場合のいすれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第四項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第三十五条の二」の三第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「三月十五日までに第一項の」とあるのは「三月十五日までに、総務省令の定めるところによつて、同条第一項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と、「第三百七十七条の二第四項」とあるのは「同条第七項において準用する同条第四項において準用する第三百七十七条の二第四項」と読み替えるものとする。

前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第三百一十七条の二第一項」と、「附則第三十五条の二第一項後段」とあるのは「附則第三十五条の二第一項後段」とある。第一項において準用する同条第一項後段と、第二項中「附則第三十五条の二第一項」とあるのは「附則第三十五条の二第一項」にて準用する同条第一項」と、第三項中「附則第三十五条の二第一項から第八項まで」とあるのは「附則第三十五条の二第一項から第八項まで」とある。第一項から第五項まで用する同条第一項から第八項までと、「前条第一項から第五項まで」とあるのは「前条第七項において準用する同条第一項から第五項まで」と、「附則第三十五条の二第一項中」とあるのは「附則第三十五条の二第一項」において準用する同条第一項から第五項までと、「前条第七項」と、「附則第三十五条の二第一項中」と、「前条第一項及び第二項」とあるのは「次条第七項において準用する同条第一項」と、「同条第一項前段」とあるのは「同条第十項」と、「前条第一項前段」とあるのは「前条第十項」と、「第四項中「第四十五条の二第四項」とあるのは「第三百一十七条の二第四項」と、「附則第三十五条の二の二第三项」における準用する同条第一項と、「前条第一項及び第二項」と、「次条第一項」とあるのは「次条第七項において準用する同条第一項」と、「同条第一項前段」とあるのは「同条第十項」と、「前条第一項前段」とあるのは「前条第十項」と、「第四項中「第四十五条の二第四項」とあるのは「第三百一十七条の二第四項」と、「附則第三十五条の二の二第三项」における準用する同条第一項と、「第三百一十七条の二第三项」とあるのは「第三百一十七条の二第三项」と、「附則第三十五条の二の二第四項」とあるのは「附則第三十五条の二の二第三项」における準用する同条第一項と、「第五项中「第四十五条の二第三项」とあるのは「第三百一十七条の二第三项」と、「附則第三十五条の二の二第三项」における準用する同条第一項」と、「第三百一十七条の二第三项」と、「附則第三十五条の二の二第三项」における準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

「附則第三十五条の二第一項中「前条第一項」を
「附則第三十五条の二第一項」に改め、同条第三
項中「前条第一項後段」を「附則第三十五条の二
第一項後段」に改め、同条第四項中「前条第一
項」を「附則第三十五条の二第一項」に改め、同
条第五項を次のように改める。

5 第三項の規定の適用がある場合における附
則第三十五条の二第一項から第八項まで及び
第三十五条の二第一項から第五項までの規
定の適用については、附則第三十五条の二
第一項中「計算した金額」とあるのは「計算し
た金額(附則第三十五条の三第三項の規定の
適用がある場合には、その適用後の金額)」と、
附則第三十五条の二第一項及び第二項中「計算
した金額」とあるのは「計算した金
額(附則第三十五条の三第三項の規定の適用
がある場合には、その適用後の金額)」と、
附則第三十五条の二第一項前段」とあるのは「前条第一項前
段」とする。

附則第三十五条の三第七項中「第三十七条の
十三第八項」を「第三十七条の十三第七項にお
いて準用する同法第三十七条の十一の二第五項」
に改め、同条第八項中「前条第一項」を「附則第
三十五条の二第一項」に改め、同条第九項中「前
条第二項」を「附則第三十五条の二第二項」に、
「次条第八項」を「附則第三十五条の三第八項」に
改め、同条第十項中「規定は、」の下に「政令で定
めるところにより」を加え、同条第十一項中「前
条第一項」を「附則第三十五条の二第一項」に、
「前条第十項」を「附則第三十五条の二第十項」
に、「前条第一項後段」を「附則第三十五条の二
第一項後段」に、「次条第三項」とあるのは「次条
第一項において準用する同条第三項」を「第三
十五条の二第一項から第五項まで」とある
のは「附則第三十五条の二第一項において準用する
同条第一項から第五項まで」と、「附則第三
十五条の二第一項中」とあるのは「附則第三

十五条の二第十項において準用する同条第一項
中」と、「附則第三十五条の二第三項」とあるの
は「附則第三十五条の三第十一項において準用
する同条第三項」と、「附則第三十五条の二の二
第一項及び第二項」とあるのは「附則第三十五条
の二の二第七項において準用する同条第一項及
び第二項」と、「同条第一項前段」とあるのは「同
条第十項」と、「前条第一項前段」とあるのは「前
条第十項」に、「前条第二項」を「附則第三十五
条の二第二項」に、「次条第二項」を「附則第三
条の三第八項」に、「次条第十一項」を「附則第三
条の三第十一項」に改める。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施
行する。ただし、第二条の規定は、公布の日か
ら施行する。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
十五年三月三十一日」を「平成十四年十二月三十
一日」に改める。

附則第三条第六項及び第七条第六項中「平成
十五年三月三十一日」を「平成十四年十二月三十
一日」に改める。
厚生労働委員長 阿部 正俊
参議院議長 井上 裕殿
要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、都市化の進行及び家族形態の変
容等児童を取り巻く環境が大きく変化し、児童
の健やかな成長に影響を及ぼすおそれのある事
態が生じていていることから、地域において
児童が安心して健やかに成長することができる
ような環境を整備するため、認可外児童福祉施
設に対する監督の強化、認可外保育施設が提供
するサービスに関する情報の公開、認可保育所
整備促進のための公設民営方式の推進等の措置
を講じるとともに、保育士資格の法定化、児童
委員の職務の明確化及びその資質の向上等を
図るとしているものであり、おおむね妥当な措置と
認められる。

なお、別紙の附帯決議を行った。
本法施行のため、別に費用を要しない。

2 新法附則第三十五条の二の三の規定は、道府
県民税及び市町村民税の所得割の納稅義務者が
平成十五年一月一日以後に行う改正後の租税特
別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上
場株式等の譲渡のうち同項各号に掲げる上場株
式等の譲渡に係る新法附則第三十五条の二の三
第二項(同条第七項において準用する場合を含
む)に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金
額について適用する。

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

児童福祉法の一部を改正する法律

児童福祉法(昭和二十一年法律第六百六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 児童福祉司及び児童委員第十一條(第十四条)」を「第三節 児童

委員(第十一條(第十四条))に、「第二章 福祉の保障」を「第六節

相談所・福祉事務所及び保健所(第十五条(第十八条))」を「第五節 児童

福祉司(第十一條(第十四条))に、「第五章 雜則(第五十六条(第六一)(第五十九条))」を「第六章 罰則(第六十一条(第六十二))」に改める。

第一章第三節の節名を次のよう改める。
第三節 児童福祉司

第十二条の二 次に掲げる職務を行

う。
一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。

二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他の福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その導を行うこと。

三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を經營する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その導を行うこと。

四 児童福祉司又は社会福祉法に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という)の社会福祉主事の行う職務に協力すること。

五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。

第六節 保育士

第十八条の四 この法律で、保育士とは、第十八条の十八第一項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の

保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

第十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 この法律の規定で政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 第十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。

一 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する

児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

第十三条第一項中「第十一條第二項又は前条第二項」を「前条第一項又は第二項」に改め、「児童福祉司及び児童委員第十一條(第十四条)」を「第六節

相談所・福祉事務所及び保健所(第十五条(第十八条))」に改め、同条第二項中「児童福祉司及び児童委員(第十一條(第十四条))」を「第五節 児童

福祉司に必要な援助を求める」とができる外、児童福祉司又は「を削り、「求める」とができる外、児童

福祉司又は「を削り、「求める」とができる外、児童

福祉司に必要な援助を求める」とができる外、児童

福祉司又は「を削り、「求める」とができる外、児童

学校その他の施設(以下「指定保育士養成施設」という)を卒業した者

二 保育士試験に合格した者

三 第十八条の七 厚生労働大臣は、保育士の養成の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定保育士養成施設の長に対し、教育方法、設備その他的事項に關し報告を求め、若しくは指導をし、又は當該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることを実施しなければならない。

四 第十三条の二 都道府県知事は、厚生労働大臣の定める基準に従い、児童委員の研修に関して計画を作成し、これを実施しなければならない。

五 第十四条中「外、児童福祉司の任用叙級その他の児童福祉司及び」を「ほか」に改める。

六 第二章中第十八条の三の次に次の二節を加える。

第七節 保育士試験

二項の次に次の二項を加える。

都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第一項に規定する施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすることができる。

都道府県知事は、前項の勧告を受けた施設の設置者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができます。

第五十九条に次の二項を加える。

都道府県知事は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聞くいとまがないときは、当該手続を経ないで前項の命令をすることができる。

都道府県知事は、第三項の勧告又は第五項の命令をした場合には、その旨を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。

第五十九条の二を第五十九条の二の七とし、第五十九条の次に次の六条を加える。

第五十九条の二 第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設(少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く)であつて第三十五条第四項の認可を受けないもの(第五十八条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む)については、その施設の設置者は、その事業の開始の日(同条の規定により児童福祉施設の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日)から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 施設の名称及び所在地
二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
三 建物その他の設備の規模及び構造
四 事業を開始した年月日
五 施設の管理者の氏名及び住所
六 その他厚生労働省令で定める事項

前項に規定する施設の設置者は、同項の規定により届け出た事項のうち厚生労働省令で定めにより届け出た事項のうち厚生労働省令で定めるものに変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。その事業を廃止し、又は休止したときも、同様とする。

都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

第五十九条の二の二 前条第一項に規定する施設の設置者は、次に掲げる事項を当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者の見やすい場所に掲示しなければならない。

一 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名

二 建物その他の設備の規模及び構造

三 その他厚生労働省令で定める事項

第五十九条の二の三 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者からの申込みがあつた場合には、その者に対し、当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければならない。

第五十九条の二の四 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、当該施設において提供されるサービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

第六十条の二 第十八条の八第四項又は第十八条の十一第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十条の三 第十八条の八第四項又は第十八条の十一第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十条の四 第四十六条第四項又は第五十九条第五項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、これを六月以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 第五十九条の二第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の過料に処する。

第六十二条の二 第五十九条の二第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第五十六条の六の次に一条を加える改正規定及び次条の規定 公布の日

二 目次の改正規定中「第三節 児童福祉司及び児童委員(第十三条第一項)」を「第三節 児童福祉司(第十三条第一項) 第十四条(児童相談所、福祉事務所及び保健所(第十五条第一項) 第十八条の二)」を「第四節 児童委員(第十三条第一項) 第十四条(児童相談所、福祉事務所及び保健所(第十五条第一項) 第十八条の三)」に改める部分、第一章第五節の節名の改正規定、第十三条の前に節名を付する改正規定、第十三条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第十三条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び第十四条の改正規定並びに附則第七条から第九条までの規定 平成十三年十二月一日

第六十一条の次に次の二条を加える。

第六十二条の二第一次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条の十九第二項の規定により保育士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、保育士の名称を使用したもの

二 第十八条の二十三の規定に違反した者

三 第十八条の三 正當の理由がないのに、第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

四 第十八条の二を次のように改める。

第六十二条の二 第五十九条の二第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の過料に処する。

五 第六十二条の二 第五十九条の二第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

該合併法人株式及び当該法人の株主等に対する利益の配当又は出資に係る剰余金の分配として交付される金銭その他の資産のみの交付がされたものを含む。)に限る。)による当該合併法人株式の取得その他これに類するものとして政令で定める事由。

四 前三号に掲げるもののほか、政令で定める事由。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十二の次に次の二条を加える。

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)

第三十七条の十一の二 確定申告書(第五項に

同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申告書を含む。以下この

項及び第三項において同じ。)を提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前三年内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額(こ

の項の規定の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。)を有する場合には、

第三十七条の十一項後段の規定にかかるわらず、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額に

相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度とする。

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十五年一月一日以後に、上場株式等の譲渡のうち第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡(第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。)をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額と

のうち、その者の当該譲渡をした日の属する年分の第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除して

もなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定は、同項に規定する居住者は国内に恒久的施設を有する非居住者が前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある

確定申告書を提出して、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であつて、第一項の確定申告書に同項の規定によ

る控除を受ける金額の計算に関する明細書そ

の他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 第一項の規定の適用がある場合における第

三十七条の十(第十項を除く。)及び第三十七条の十一(第七項を除く。)の規定の適用につ

いては、第三十七条の十第一項中「計算した

金額」とあるのは「計算した金額(第三十七条の十一の二第一項の規定の適用がある場合に

は、その適用後の金額。)」と、第三十七条の十

第一項及び第二項中「計算した金額」とあ

るのは「計算した金額(第三十七条の十一の二

第一項の規定の適用がある場合は、その適

用後の金額。)」と、「同条第一項前段」とあるのは「前条第一項前段」とする。

5 所得税法第百一十三条第一項(第一号を除

く。)(同法第六十六条において準用する場

合を含む。)の規定は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その年の翌年以

つて、当該年分の当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

6 第一項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ中「又は法人税法」とあるのは「若しくは法人税法」と、「若しくは雑損失の金額又は欠損金額」とあるのは「、雑損失の金額若しくは欠損金額又は租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「同法第十五条の二第一項」とあるのは「法人税法第十五条の二第一項」とする。

7 その年の翌年以後又はその年において第一項の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき確定申告書の記載事項の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十三第一項中「第十項」を「第八項」に改め、同条第四項中「第八項」を「第七項において準用する前条第五項」に改め、「及び第六項」を削り、同条第六項及び第七項を次のように改める。

6 前条第三項、第四項及び第六項の規定は、第四項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の規定」とあるのは「次条第四項の規定」と、「前項」とあるのは「同条第五項」と、「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額(租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項)」と、「及び第一百四十二条第二項の規定により還付を受けけるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次項第二号において同じ」とあるのは「を除く。」と、「これらの金額」とあるのは「当該上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をこえる」とあるのは「同法第三十七条の十第一項(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を超える」と読み替えるものとする。

中「第一項」とあるのは「次条第四項」と、

第四項の規定の適用がある場合における「特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「添付がある確定申告書」とあるのは「添付がある確定申告書(同条第四項に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。)」と、「第一項の確定申告書」とあるのは「同条第四項の規定」と、「第三十七条の十二の二第一項」とあるのは「第三十七条の十三第四項」と、「同条第六項

「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額若しくは同法第三十七条の十三第五項(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と読み替えるものとする。

前条第五項の規定は、その年の翌年以後において第四項の規定の適用を受けようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「次条第四項の」と、「譲渡損失の繰越控除の」とあるのは「譲渡損失の繰越控除又は第三十七条の十三第四項(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)」のと、「同条第二項」とあるのは「同法第三十七条の十二の二第一項」と、「その他の」とあるのは、「同法第三十七条の十三第五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の繰越控除等)」のと、「同条第二項」とあるのは「同法第三十七条の十二の二第一項」と、「その他の」とあるのは、「同法第三十七条の十三第五項において「特定株式に係る譲渡損失の金額(以下この項において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という)」、その年の前年以前三年内の各年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額その他の」と、「とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額又は特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「(租税特別措置法第三十七条の十一の二第一項又は第三十七条の十三第四項)と、「(租税特別措置法第三十七条の二第一項)と、「これららの金額」の十二の二第一項」とあるのは「及び特定株式に係る譲渡損失の金額(租税特別措置法第三十七条の十一の二第一項又は第三十七条の十三第四項)と、「を除く」と、「これららの金額」とあるのは「当該上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「[を除く]と読み替えるものとする。

第三十七条の十三第八項及び第九項を削り、同条第十項中「第十二項及び第十四項」を「第十項及び第十二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第三十七条の十三第十項」を「第三十七条の十三第八項」に改め、同項を同

条第九項とし、同条第十二項中「第十項の規定は「を「第八項の規定は、政令で定めるところに」と改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第十項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第十一項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第三十七条の十四第一項中「第三十七条の十二から前条まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税) 第三十七条の十四の一 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十七年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に、上場株式等(第三十七条の十二第三項に規定する株式等のうち証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)でその者が租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第一号附則第一条)ただし書に規定する日から平成十四年十二月三十日までの間に取得(購入又は払込みによるものに限るものとし、政令で定めるものとして政令で定めるもの(その取得の時に除く。以下この項において同じ)をしたものとし、政令で定めるもの(その取得の時に除く。以下この項において同じ)をしたもとのとして政令で定めるもの(その取得の時に除く。以下この項において同じ)をしたもとのを含む。)する証券業者をいう。次号において同じ)又は銀行への売委託により行う特定上場株式等の譲渡(これに類するものとして政令で定めたもの)を認めるものを含む。)

二 証券業者(第三十七条の十第二項に規定する証券業者をいう。次号において同じ)又は銀行への売委託により行う特定上場株式等の譲渡(これに類するものとして政令で定めたもの)を認めるものを含む。)

三 第三十七条の十第四項各号又は第五項に規定する事由による特定上場株式等の譲渡として政令で定めるもの

四 特定上場株式等を発行した法人に対して商法第一百二十条ノ六第一項(同法第二百二十二条第十六項において準用する場合を含む。)の規定に基づいて行う同法第二百一十六条第一項又は第二百二十二条第六項に規定する端株又は一単元の株式の数に満たざる数の株式の譲渡

五 その年分の非課税適用購入限度額

六 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他の

七 前項の特定上場株式等の譲渡による所得について、重ねて提出することができない。

八 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

官 報 (号 外)

平成十三年十一月二十六日

參議院會議錄第十二號 投票者氏名

溝手 森下 森元 矢野 伊藤 山崎 山下 山本 吉村剛太郎君 脇朗君 博之君
 頤正君 哲朗君 恒雄君 力君 英利君 一太君 基隆君 雅史君 澄君 司君 五月君 胜也君 耕平君 健司君 幸子君 俊美君 道夫君 勲君 東君 元君
 大塚 小川 北澤 川橋 勝木 小林 與石 岩本 江田 今井 脇 岩本 吉村剛太郎君 脇朗君 博之君
 辻 谷林 棍葉賀津也君 千秋君 泰弘君 正昭君 平田 羽田雄一郎君 正光君 哲郎君 良一君 圓より子君 進君 下八洲夫君 孝史君 秀樹君
 藤原 本田 本多 佐藤 與石 岩本 江田 今井 脇 岩本 吉村剛太郎君 脇朗君 博之君
 篠瀬 進君 下八洲夫君 孝史君 秀樹君

宮崎 森田 秀樹君 次夫君
 宮崎 森田 秀樹君 次夫君
 山崎 山下 裕君 裕君
 若林 吉田 俊夫君 正昭君
 朝日 善彦君 博美君
 池口 昭君 正俊君
 今泉 徹君 俊弘君
 海野 修次君
 江本 孟紀君
 小川 敏夫君
 大橋 巨泉君
 神本 美恵子君
 木俣 彰君
 郡司 佳丈君
 佐藤 神本美恵子君
 小宮山洋子君
 櫻井 泰介君
 佐藤 雄平君
 高嶋 直嶋
 谷 千葉 景子君
 角田 義一君
 堀 正行君
 松井 充君
 峰崎 良充君
 柳田 博之君
 藤井 和中和歌子君
 長谷川 清君
 広中和歌子君
 松井 孝治君
 利和君
 峰崎 直樹君
 柳田 孝治君
 藤井 満治君
 山根 和田ひろ子君
 和田ひろ子君
 薬科 隆治君

反対者氏名

荒木	加藤	清寛君
遠山	清彦君	修一君
浜四津敏子君	弘友	昭三君
山口那津男君	和夫君	
山本	香苗君	
渡辺	あきら君	
市田	忠義君	
緒方	靖夫君	
畠野	智子君	
富樫	親司君	
小泉	練三君	
市田	君枝君	
宮本	紀子君	
吉川	春子君	
大脇	岳志君	
田嶋	雅子君	
又市	征治君	
平野	陽子君	
西岡	達男君	
大江	武夫君	
島袋	康弘君	
高橋紀世子君	椎名	
森	宗康君	
松岡滿男君	昭次君	

卷

日程第二 パキستان・イスラム共和国 について承認を求めるの件	開提出、第五十二回国会	賛成者氏名
阿南	一成君	
愛知		治郎君
有村		治子君
入澤		肇君
岩城		
上杉		光弘君
小野		英君
大島		慶久君
大野つや子君		
扇		千景君
加藤		紀文君
狩野		安君
片山虎之助君		郁夫君
亀井		仁君
久野		秀二君
国井		恒一君
木村		正幸君
北岡		顯雄君
小林		温君
鴻池		木知子君
佐々木		滋宣君
斎藤		祥鑒君
坂野		重信君
清水嘉与子君		
陣内		孝雄君
世耕		成君
田浦		裕君
田村		直君
竹山		公平君
谷川		茂皓君
月原		秀善君
鶴保		庸介君

日程第一 投資の促進及び保護に関する日本国と
パキスタン・イスラム共和国との間の協定の締結
について承認を求めるの件(第百五十一回国会中
閣提出、第百五十三回国会衆議院送付)

十一回国会内閣の協定の締結する日本国と
正俊君
正吾君
信也君
國臣君
浩美君
太田 豊秋君
加治屋義人君
公成君
大仁田 厚君
岸 久世
河本 宏一君
金田 勝年君
景山俊太郎君
英典君
時男君
哲男君
公堯君
寛之君
小斎平敏文君
後藤 博子君
剛君
佐藤 昭郎君
斎藤 田朗君
鈴木 昭子君
清水 達雄君
閑谷 直紀君
田中 恒司君
伊達 忠一君
武見 敬三君
段本 幸男君
常田 享詳君
中川 義雄君

中島 野間 橋本 林 藤井 真鍋 松谷蒼
中原 西田 吉宏君 起君 基之君 賢一君 龍二君
眞人君 葵聖子君 芳正君 聖子君 芳正君
爽君 起君 基之君 賢一君 龍二君 葵聖子君
野上浩太郎君 起君 基之君 賢一君 龍二君 葵聖子君
西田 吉宏君 起君 基之君 賢一君 龍二君 葵聖子君
中原 野間 橋本 林 藤井 真鍋 松谷蒼
中島 真人君 葵聖子君 芳正君 葵聖子君 芳正君
爽君 起君 基之君 賢一君 龍二君 葵聖子君
中島 真人君 葵聖子君 芳正君 葵聖子君 芳正君
爽君 起君 基之君 賢一君 龍二君 葵聖子君
中島 真人君 葵聖子君 芳正君 葵聖子君 芳正君
爽君 起君 基之君 賢一君 龍二君 葵聖子君

平成十三年十一月二十六日

參議院會議錄第十三號 投票者氏名

内藤	羽田雄一郎君	正光君
福山	健二君	
藤原	哲郎君	
本田	良一君	
円より子君		
篠瀬		
進君		
山下八洲夫君		
山本	孝史君	
若林	秀樹君	
荒木	清寛君	
加藤	修一君	
草川	昭三君	
白浜	遠山	
浜四津敏子君		
弘友	和夫君	
松	あきら君	
山口那津男君		
渡辺	清彦君	
山本	訓弘君	
香苗君		
井上	靖夫君	
市田	忠義君	
緒方	智子君	
小泉	親司君	
煙野	君枝君	
富樫	練三君	
林	岳志君	
宮本	春子君	
吉川	貞夫君	
田村	秀昭君	
平野	ただし君	
広野	莊太君	
岩本	本名部匡省君	

長谷川	清君	廣中和歌子君	直嶋	正行君
西岡	武夫君	堀	藤井	俊男君
平野	達男君	柳田	利和君	孝治君
大江	康弘君	山根	隆治君	和田ひろ子君
森	ゆうじ君	風間	祐君	沢 たまき君
椎名	素夫君	鶴岡	洋君	高野 博師君
大門	美紀史君	浜田卓一郎君	福本 潤一君	魚住裕一郎君
西山	登紀子君	山下	日笠 勝之君	山本 保君
八田	ひろ子君	井上	哲士君	森本 潤君
筆坂	秀世君	池田	幹幸君	岩佐 恵美君
吉岡	吉典君	小池	辰美君	辰美君

西川きよし君 柏村 武昭君 本岡 昭次君
 大田 昌秀君 福島 瑞穂君 中村 敦夫君
 阿南 一成君 愛知 治郎君 有村 治子君 入澤 肇君 岩城 光英君 上杉 光弘君 小野 清子君 大島 慶久君 大野つや子君 扇 千景君 加藤 紀文君 特野 安君 亀井 郁夫君 片山虎之助君 木村 仁君 国井 秀二君 久野 恒一君 小泉 正幸君 小林 顯雄君 鴻池 温君 佐々木知子君 祥肇君

及び貿易に関する
本国の讓許表) 田嶋 陽子君 五名
一月二十七日に 岛袋 又市 征治君
承認を求めるの
第百五十三回国

斎藤	山東	清水	十朗君
大橋	小川	江本	昭子君
今泉	海野	朝日	達雄君
昭	池口	若林	政三君
	山崎	吉田	勝嗣君
	森山	森田	直紀君
	宮崎	松村	義雄君
	三浦	松谷 ^著	享詳君
	野間	龍 ^{二郎君}	吉宏君
	西田	藤井	真人君
	中原	真鍋	爽君
	中島	賢 ^{二君}	芳正君
	常田	橋本	基之君
	武見	野上 ^{浩太郎君}	正昭君
	田中	忠一君	秀樹君
	伊達	越君	俊夫君
	関谷		裕君
	段本		正俊君
	常田		彦彥君
	武見		博美君
	田中		正弘君
	伊達		修次君
	関谷		徵君
	段本		孟紀君
	常田		敏夫君
	武見		泉君

郡司	木俣	神本美恵子君
	彰君	佳丈君
佐藤	小宮山洋子君	
佐藤	佐藤	泰介君
佐藤	雄平君	
辻	櫻井	
谷林	鈴木	
高橋		
内藤		
内藤	正光君	
羽田雄	泰弘君	
羽田雄	健二郎君	
平田		
福山		
藤原		
藤原	哲郎君	
本田	正司君	
円	より子君	
築瀬	孝史君	
築瀬	進君	
山本	若林	
山下	秀樹君	
八洲夫君	清寛君	
加藤	修一君	
遠山	昭三君	
浜	荒木	
四津敏子君	一良君	
訓弘君	和夫君	
松	弘友	
草川	白浜	
山本	渡辺	
山口那津男君	大脇	
香苗君	田嶋	
孝男君	又市	
雅子君	征治君	
陽子君	康弘君	

（会衆議院送付）
賛成皆氏名
二二一名

西川きよし君	柏村	本岡	武昭君	昭次君
松岡満秀男君	島袋	宗康君		

官 報 (号 外)

田園第四 地方統治の一環としての去勢法

贊成者氏名

阿南
一成君

阿南 愛知 有村 入澤 治郎君 成君
岩城 上杉 小野 大島 光弘君 肇君
大野つや子君 千景君 紀文君 安君
扇 加藤 清子君 慶久君 光英君
狩野 金田 岩城治郎君

反对者氏名

田村秀昭君
平野貞夫君
広野ただし君
岩本莊太君
田名部匡省君
西川きよし君
柏村武昭君
本岡昭次君

西岡 武夫君
平野 達男君
森 ゆうこ君
椎名 素天君
高橋 紀世子君
松岡 濡男君
島袋 宗康君

河本英典君
岸宏一君
久世公堯君
沓掛哲男君
倉田寛之君
小斎平敏文君
後藤博子君
近藤剛君

河本 岸 久世 沼手 顯正君 博之君
英利君 矢野 森下 森元 岩大天君 政司君
山崎 一太君 岩大天君 政司君
山本 小斎平敏君 寶劍之君
後藤 近藤 佐藤 斎藤 佐郎君 昭郎君
沓掛 倉田 嘉与子君 公堯君
英典君 大宏 宏哲男君
公堯君 寛之君

吉村剛太郎君	脇伊藤	脇雅史君
基隆君	基隆君	司君
五月君	五月君	五月君
勝也君	勝也君	勝也君
耕平君	耕平君	耕平君
小林	大塚	江田
勝木	勝木	岩本
川橋	川橋	今井
北澤	峰崎	日笠
佐藤	松井	鶴岡
齊藤	堀	高野
櫻葉賀津也君	千葉	風間
俊美君	角田	和田ひろ子君
健司君	直嶋	魚住裕
幸子君	谷	利和君
元君	廣中和歌子君	満治君
東君	景子君	孝治君
道夫君	直樹君	一郎君
勁君	和田	たまき君
良充君	山根	浜田卓二郎君
元君	柳田	洋君
俊男君	峰崎	勝之君
正行君	松井	
博之君	佐藤	
義一君	藤井	
景子君	高嶋	
和歌子君	谷	
直樹君	廣中	
和田	千葉	
山根	佐藤	
柳田	齊藤	
峰崎	櫻葉賀津也君	
松井	俊美君	
堀	元君	
千葉	道夫君	
谷	勁君	
廣中	良充君	
和歌子	元君	
君	俊男君	
	正行君	
	博之君	
	義一君	
	景子君	
	和歌子君	
	直樹君	
	和田	
	山根	
	柳田	
	峰崎	
	松井	
	堀	
	千葉	
	谷	
	廣中	
	和歌子	
	君	

朝日	若林	池口	正俊君
今泉			修次君
海野			昭君
江本	小川	敏夫君	
	大橋	徳君	
	神本	美惠子君	
	木俣	佳丈君	
	郡司	孟紀君	
	佐藤	巨泉君	
	小宮山洋子君		
	影君		
	雄平君		
	泰介君		
	佐藤		
	櫻井		
	佐藤		
	谷林		
	高橋		
	鈴木		
	辻		
	内藤		
	羽田雄一郎君		
	正昭君		
	千秋君		
	泰弘君		
	充君		
	寛君		
	辻		
	正光君		
	千秋君		
	羽田雄一郎君		
	健二君		
	正司君		
	哲郎君		
	正司君		
	良一君		
	円		
	より子君		
	篠瀬		
	進君		
	山下八洲夫君		
	修一君		
	秀樹君		
	孝史君		
	山本		
	荒木		
	若林		
	加藤		
	草川		
	遠山		
	浜四津敏子君		
	清寛君		
	訓弘君		
	昭三君		
	一良君		
弘友	和夫君		

反対者氏名

日程第五 児童福祉法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)
賛成者氏名

福本潤一君 森本晃司君 山下栄一君
山本保君 岩本莊太君 田名部匡省君
西川きよし君 柏村武昭君

二二〇名	正俊君	阿部	香苗君	山口那津男君	松	あきら君
荒井	正吾君	正吾君	渡辺	孝男君	山本	香苗君
泉	信也君	信也君	椎名	素夫君	本岡	昭次君
岩永	國臣君	國臣君	高橋紀世子君	松岡滿壽男君	本岡	昭次君
上野	浩美君	浩美君	三六名	三六名	三六名	三六名
			井上	美代君	井上	美代君
			市田	忠義君	市田	忠義君
			緒方	靖天君	緒方	靖天君
			小泉	智子君	小泉	智子君
			富樫	親司君	富樫	親司君
			畠野	練三君	畠野	練三君
			吉川	君枝君	吉川	君枝君
			宮本	紀子君	宮本	紀子君
			大脳	岳志君	大脳	岳志君
			田嶋	春子君	田嶋	春子君
			又市	征治君	又市	征治君
			森	康弘君	森	ゆうこ君
			中村	武夫君	中村	敦夫君
				達勇君		

官 報 (号 外)

平成十三年十一月二十六日

參議院會議錄第十三號 投票者氏名

小野 清子君
大島 慶久君
大野つや子君

尾辻秀久君

松村龍二三

和田ひろ子君
薬科 満治君
魚住裕一郎君

日程第六 租税特別措置法等
律案(内閣提出、衆議院送付) 贊成者氏名

を改正する法

大島	慶久君	小野	清子君
片山虎之助君	千景君	加藤	紀文君
龜井 郁夫君	狩野 安君	北岡	秀二君
木村 仁君	久野 恒一君	国井	正幸君
小泉 顯雄君	小林 温君	坂野 祥馨君	斎藤 滋宣君
鴻池 重信君	佐々木知子君	清水嘉与子君	世耕 孝雄君
陣内 直君	田浦 弘成君	谷川 秀善君	山村 公平君
竹山 榆君	月原 茂皓君	中島 啓雄君	鶴保 康介君
谷川 秀善君	佐道 俊哉君	中曾根 弘文君	西銘順志郎君
山村 公平君	野沢 太三君	南野知恵子君	服部三男雄君
鶴保 康介君	日出 三藏君	要一君	英輔君

松谷蒼一郎君	芳正君	基之君	賢二君	吉宏君	野上浩太郎君	中原	中島	中川	武見	段本	田中	清水	鈴木	伊達	田中	斎藤	近藤	久世	河本	景山俊太郎君	岸	宏一君	英典君	勝年君	金田	太田	秀久君
藤井林	爽君	吉宏君	野間	赴君	西田	中原	中島	中川	武見	段本	田中	清水	鈴木	伊達	田中	斎藤	近藤	久世	河本	景山俊太郎君	岸	宏一君	英典君	勝年君	金田	太田	秀久君

松田	松山	森下	矢野	山崎	山下	吉村剛太郎君	岩夫君
大塚	岩本	江田	脇	伊藤	英利君	政司君	博之君
勝木	小川	五月君	基隆君	澄君	一大太君	恒雄君	哲朗君
川橋	北澤	司君	勝也君	耕平君	雅史君	力君	剛太郎君
千葉	小林	元君	俊美君	健司君	道夫君	孝治君	和歌子君
角田	奧石	東君	良充君	博之君	勁君	利和君	直樹君
谷	齊藤	佐藤	賀津也君	義一君	景子君	俊男君	隆治君
高嶋	櫻葉	高嶋	良充君	正行君	景子君	和歌子君	和歌子君
峰崎	坂井	坂井	賀津也君	直樹君	直樹君	直樹君	直樹君
柳田	松井	堀	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤
山根	長谷川	廣中	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉

三浦	松村	宮崎	山崎	森山	森山	一水君	龍二君
田中	朝日	山下	吉田	若林	山内	秀樹君	次夫君
今泉	海野	江本	池口	吉田	山崎	裕君	俊夫君
大橋	小川	木俣	神本美恵子君	敏夫君	正昭君	正昭君	正昭君
郡司	佐藤	佳丈君	泰介君	孟紀君	修次君	善彦君	善彦君
大橋	佐藤	彰君	雄平君	俊夫君	昭君	博美君	俊夫君
小宮山洋子君	高橋	鈴木	櫻井	千秋君	君	正俊君	正俊君
谷林	内藤	辻	佐藤	正昭君	君	正俊君	正俊君
平田	羽田雄	泰弘君	正光君	君	君	正俊君	正俊君
福田	健二君	正司君	哲郎君	君	君	正俊君	正俊君
藤原	良一君	正司君	正司君	君	君	正俊君	正俊君
山下八洲夫君	より子君	進君	正司君	君	君	正俊君	正俊君
山本	孝史君	篠瀬	篠瀬	君	君	正俊君	正俊君

反对者田名

和田ひろ子君 魚住裕一郎君
風間 舂君 薬科 満治君
鶴岡 洋君 博師君
浜田卓二郎君 沢 たまき君
日笠 勝之君
福本 潤一君
森本 晃司君
山下 栄一君
山本 保君
大淵 絹子君
大田 昌秀君
福島 瑞穂君
森 ゆうこ君
大江 康弘君
椎名 素夫君
高橋紀世子君
西山登紀子君
八田ひろ子君
小池 晃君
井上 哲士君
池田 幸君
岩佐 恵美君
大沢 辰美君
筆坂 秀世君
吉岡 吉典君
又市 征治君

阿南 愛知 一成君
入澤 有村 治郎君
岩城 上杉 治子君
小野 光弘君
大島 清子君
大野 つや子君
扇 千景君
加藤 紀文君
狩野 安君
片山虎之助君
木村 郁夫君
北岡 仁君
久野 秀二君
国井 顯雄君
龜井 温君
小林 祥馨君
鴻池 正幸君
斎藤 恒一君
佐々木知子君
田中 滋宣君
東 清水 達雄君
谷 伊達 直紀君
木 武見 勝嗣君
段 本 敬三君
中原 幸男君
中川 享詳君
中島 義雄君
中原 真人君
爽君

阿部	正俊君
一九二名	
岩井	荒井
泉	信也君
上野	正吾君
尾辻	公成君
岩永	浩美君
大仁田	國臣君
太田	秀久君
豊秋君	
加納	時男君
景山俊太郎君	加治屋義人君
岸	岸
久世	岸
沓掛	久世
倉田	河本
小斎平敏文君	英典君
後藤	勝年君
近藤	宏一君
佐藤	公堯君
斎藤	哲明君
清水嘉与子君	寛之君
世耕	博子君
陣内	剛君
竹山	昭郎君
田浦	十朗君
田村	孝雄君
谷川	弘成君
月原	直君
鶴保	裕君
中島	公平君
中曾根	秀善君
弘文君	茂皓君
仲道	啓雄君
俊哉君	庸介君

官 報 (号 外)

平成十三年十一月二十六日

参議院会議録第十三号 投票者氏名

羽田雄一郎君	内藤辻谷	高橋林	鈴木櫻井	佐藤佐藤	木俣小宮山	大橋江本	小川今泉	海野池口	吉田若林	山崎山下	森山内	森山崎	宮三浦	松村松	野間藤井	西田吉宏君
正光君	弘泰君	昭正君	千秋君	平雄君	惠子君	敏大君	洋子君	敏天君	孟紀君	俊弘君	修次君	俊天君	彦秀君	一水君	龍松	上浩太郎君
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	吉宏君

長谷川直嶋	正行君	義一君	景子君	良充君	道夫君	東君	元君	俊美君	幸子君	健司君	耕平君	基隆君	雅史君	英利君	恒雄君	博之君	政司君	英輔君	西銘順志郎君
川	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	
正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	

福島大渕	吉岡大瀬	筆坂西山	登紀子君	ひろ子君	八田大門	佐藤辰美	岩佐大沢	池田小池	井上井上	柏村権名	浜四津	弘友	荒木	加藤	草川	山下	山本	平田
瑞穂昌秀君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	武昭君	敏子君	和夫君	若林	遠山	白浜	山本	藤原哲郎君	福山哲郎君
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	

又市田嶋	大脇吉川	宮本	林	富澤	小泉	紙	緒方	市田	井上	西川きよし君	浜四津	弘友	荒木	加藤	草川	山下	山本	平田
征治君	陽子君	春子君	岳志君	君枝君	練三君	智子君	靖夫君	忠義君	美代君	君	敏子君	和夫君	若林	遠山	白浜	山本	藤原	福山
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	

反対者氏名

三六名

島袋宗康君	大江康弘君	西岡武夫君	田村正和君
君	君	君	君

中村敦夫君	西岡武夫君	田村正和君
君	君	君

官 報 (号 外)

平成十三年十一月二十六日 参議院会議録第十三号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
二東京一
番四都五
財号五
務港区八
省虎ノ門四
印門四
刷二丁五
局目

電話
03
(3587)
4294

定価
本体一部
配本体送
料一〇〇五円
別冊